

京都市教育委員会教育長訓令甲第11号

事務局

学 校

教科書選定委員会規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第1条中「養護学校」を「総合支援学校（京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。以下同じ。）」に、「手続き」を「手続」に改める。

第2条第1項表養護学校の項を次のように改める。

総合支援学校	総合支援学校教科書選定委員会
--------	----------------

第8条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)